

山梨県立あゆみの家
指定管理者(非公募)選定手続要項

令和2年12月
山梨県

目 次

第1	施設の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針	1
2	施設の維持管理方針	2
3	施設の運営方針	2
第3	選定の内容	
1	指定管理者が行う業務	2
2	自主事業	2
3	指定管理者が行う管理の基準	3
4	責任分担	3
5	指定期間（予定）	5
6	指定管理者の収入	5
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続等	6
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成	7
第5	提案内容の審査・協議	
1	審査基準等	7
2	協議・公表	9
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	申請者との協議	9
2	指定管理者の指定	9
3	指定管理者との協定締結	9
第7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限	10
2	暴力団の排除	10
3	個人情報の取扱い	10
4	情報公開への対応	10

5	文書の管理・保存	10
6	保険への加入	10
7	災害等発生時の対応	10
8	備品	11
9	管理口座・区分経理	11
10	法令等の遵守	11

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

1	指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	11
2	その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	11
3	指定管理業務の引継ぎ	12

第9 申請に関する留意事項

1	審査の対象又は候補者からの除外	12
2	指定管理業務開始前における指定の取消し	12
3	申請書類等の取り扱い	12
4	費用負担	13
5	その他	13

第10 事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等

1	モニタリング、評価の実施	13
2	県の監査委員等による監査	14
3	指定管理業務開始後の指定の取消し等	14

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

様式	20
----	----

〈資料〉

- 1 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例
- 2 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則
- 3 施設平面図・敷地平面図

別添「山梨県立あゆみの家管理運営業務の内容及び基準」

山梨県立あゆみの家指定管理者（非公募）選定手続要項

山梨県（以下「県」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県立あゆみの家設置及び管理条例（令和18年山梨県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり山梨県立あゆみの家の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名称

山梨県立あゆみの家

2 沿革

平成19年1月 開設

平成19年1月 指定管理者（（福）蒼溪会）により管理運営

3 所在地

山梨県韮崎市旭町上條南割3314番13

※資料3「施設平面図・敷地平面図」参照

4 施設の規模等

設置年月日 平成19年1月1日

敷地面積 1,602.41㎡

建築面積 492.79㎡

建築延面積 646.09㎡

建物の構造 鉄筋コンクリート造、地上2階建て

施設・設備の内容

① 施設の概要 別紙1（16頁）のとおり

② 備品 別紙2（18頁）のとおり

利用定員

① 短期入所 2名

② 自立訓練 22名

③ 自立訓練を利用する者につき、主として夜間において必要な便宜を供与する業務 20名

第2 管理運営方針

1 基本方針

山梨県立あゆみの家は、精神障害者の社会復帰と自立を促進する観点から、利用者の人格を尊重し、健全な環境のもとで、日常生活能力又は社会生活能力の向上のために必要な訓練等を行うことを目的のために設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「山梨県立あゆみの家施設管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特色を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

3 施設の運営方針

利用者等の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者等の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 選定の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 条例第3条第1号の短期入所を行う事業に関する業務
- (2) 条例第3条第2号の自立訓練を行う事業に関する業務
- (3) 前項目の利用者につき、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与する業務
 - ① 居宅その他の設備を利用させること
 - ② 入浴、排せつ及び食事の介護
 - ③ 家事等の日常生活能力を向上させるための支援
 - ④ その他必要な支援
- (4) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (5) 利用料金の収入に係る業務
- (6) 自動販売機の設置・運営

施設の目的を達成し、利用者のサービスの向上を図るため、公序良俗に反しない範囲で運営するものとします。サービスについては、指定管理者自らが行うことや委託も可能ですが、サービス内容とサービスを提供するために必要な場所については、事前に県と協議し、承認を得てください。

設置・運営に要する費用は指定管理者が負担することとします。

なお、指定管理者が行う事業として基本協定書で締結するため、行政財産目的外使用許可は必要ありません。

- (7) 前各項目に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

※具体的な指定管理業務の内容及び管理基準については、別添「山梨県立あゆみの家管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 自主事業

指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ県の承認

を受けることとします。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 利用者の範囲

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する障害者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（令和17年法律123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する市町村の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練給付費の支給決定を受けた者としてします。

① 短期入所利用者

介護者の疾病等により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者

② 自立訓練利用者

精神障害者であって、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために訓練等が必要な者

③ 自立訓練と夜間等の支援を併せて利用する者

精神障害者であって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、居室その他の設備を利用しながら、生活能力の向上のために訓練等が必要な者

(2) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行うこと。

(3) 利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(5) (2) から (4) のほか、知事が定める基準を遵守すること。

指定管理業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「山梨県立あゆみの家管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

4 責任分担

指定管理者と県の責任分担は次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う）のとおりとします。

ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権を放棄、または原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	内容		指定管理者	県	
共通事項	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	
		著しい場合			○
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
	不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		※両者の協議	
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容を余儀なくされた場合の経費の増			○
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外			○
	保険の付保	施設火災保険			○
		施設賠償責任保険		○	
自動車保険		○			
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者等への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者等からの苦情や要望への対応		○	
		上記以外の場合			○
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○	
		個人情報情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
			指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
	施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの			○
		施設の管理の瑕疵によるもの		○	
		上記以外			○
	災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等		○	
		指示等			○
整備維持補修	施設、設備の損傷等	経年劣化、又は特定のできない第三者の行為によるもの	1件60万円未満の修繕	○	
			1件60万円以上の修繕		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		指定管理者が希望する整備・改修（資産増加）		○	
		上記以外			○
	備品の損傷等	経年劣化、又は特定のできない第三者の行為によるもの	1件60万円未満の修繕	○	
			1件60万円以上の修繕		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外			○
	備品の維持管理	更新	指定管理者が希望する場合	○	
上記以外の場合				○	
新規購入		指定管理者が希望する場合	○		
		上記以外の場合		○	
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用		○	

※不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

5 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

6 指定管理者の収入

条例第7条第1項に規定する利用料金及び自動販売機の設置・運営により得られる収入（以下「事業収入」という。）をもって指定管理業務を行うものとします。

（1）利用料金

山梨県立あゆみの家の利用料金（法第29条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額）は、指定管理者の収入とします。

なお、指定期間における指定管理業務に係る経理の貸借対照表中の純資産の部の合計額の増加分（以下「剰余金」という。）については、その使途（剰余金を県へ納付する場合は、その割合等）について指定期間の最終年度において県と協議することとし、今回の申請において、申請者はその想定する使途を提案することとします。また、当該提案は、県と協議を行う際の申請者からの申し出内容と見なします。

（2）委託料

山梨県立あゆみの家の管理運営に必要な経費として、提案価格を基に指定期間を通じた委託料限度額を基本協定書に記載するとともに、県は予算の範囲内で委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払い方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり指定管理業務を確実に実施したと認められる場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、委託料との相殺は行いません。また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合にも、費用の補填は行いません。

委託料の提案に当たっては、県が指定期間中に指定管理者に支払う委託料の総額を次の基準額以内としてください。

（基準額）23,428千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（3）自動販売機設置・運營業務による収入

自動販売機設置・運營業務により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、社会福祉法人であって次の

（1）及び（2）の条件を満たすものとします。

（1）山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人であること。

（2）次のいずれかに該当する法人でないこと。

① 法人の役員等（非常勤を含む役員）に次のいずれかに該当する者が含まれてい

るもの

ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの

③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの

④ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

⑤ 民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人

2 申請手続等

(1) 申請書類

① 提出部数

申請書類は、A4判とし、正本1部、副本2部を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、写しには原本証明をしてください。

なお、正本、副本とも目次・ページを付け、二穴綴じファイルに綴じてください。

② 申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

イ 指定管理業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

ウ 申請する法人等に関する書類

（ア）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。

（イ）定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

（ウ）誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

（エ）法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

（オ）印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

（カ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）

（キ）直近3年間の法人税、法人都道府県民税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税消費税及び地方消費税に関する納税証明書

(2) 申請書類の受付

受付期間：令和2年12月28日(月)から令和3年1月6日(水)まで

(ただし、山梨県の休日を守る条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

なお、1月6日(水)は、午前9時から正午までとします。

受付場所：山梨県福祉保健部障害福祉課

受付方法：申請書類一式を持参により提出してください。

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「選定手続要項」、「山梨県立あゆみの家管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

- ① 収支計画書(様式2-②その2)は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(令和4年法律第51号)に定める計量単位としてください。
- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書はA4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

第5 提案内容の審査・協議

1 審査基準等

(1) 提案内容の審査は、福祉保健部障害福祉課で行います。

(2) 審査にあたっては、次の基準により審査書類の内容を審査します。

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は次のとおりです。

審査基準	審査項目	審査のポイント	配点		確認する書類
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	・施設運営の実施方針	・県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致するか	14	20	・様式2-①
	・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	・収入、支出積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	6		・様式2-②
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	・利用者の安全・衛生確保のための管理体制及び非常時の対応方針	・地域、関係機関等との連携が図られているか	10	30	・様式2-③
	・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・（非公募）選定手続要項に示した内容への提案は適切か ・指定管理者が自ら提案する事業は施設の設置目的に調和しているか	20		・様式2-④
3 事業計画の内容施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	・求めている内容が事業計画書で提案されているか ・施設管理は適切か	5	10	・様式2-⑤
	・施設の維持管理の効率	・維持管理は効率的に計画されているか	5		・様式2-⑥
4 平等な利用を確保することができるものであること	・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・事業等の内容に偏りがいないか	10		・様式2-⑦
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	・安定的な運営が可能となる体制	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か	14	20	・様式2-⑧
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・申請者の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	6		・様式2-⑨
6 施設の管理運営にかかる経費	・施設の管理運営に係る経理の内容	・剰余金の使途の提案内容	10		・様式2-⑩
合計点数			100		

2 協議・公表

- (1) 公募によらない施設である特別な事情に鑑み、審査結果の決定にあたっては事前に協議を行います。
- (2) 審査後に審査結果（候補者名、提案価格、選定理由等）を公表します。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 候補者との協議

候補者と指定管理業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

2 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定管理者の指定をしたときはその旨を文書で通知します。

3 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に指定管理業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

(1) 基本協定の内容

- 管理業務の内容に関する事項
- 遵守事項
- 協定の期間等に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 業務計画書の提出に関する事項
- 利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- 定期報告事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- 指定の取消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

(2) 年度協定の主な内容（予定）

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が指定管理業務の全部を一括して、又は指定管理業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

指定管理業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取り扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（令和15年法律第57号）及び山梨県個人情報保護条例（令和17年山梨県条例第15号）の規定に従い、個人の権利利益を害することのないよう最大限努めなければなりません。また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい又は滅失などの事故の防止、その他の個人情報の適正な管理を確保するために、指定管理者は県と協議の上、別途、個人情報の取り扱いに関する要綱を定めることとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は山梨県情報公開条例（令和11年山梨県条例第54号）に基づき、管理している文書の公開に努めることとします。また、指定管理業務を通じて取り扱う文書の管理・公開を行うにあたり、指定管理者は県と協議の上、別途、情報公開に関する要綱を定めることとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第35条第2項の規定に準じて定めてください。

6 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

①加入する賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

②保険の内容

対人賠償	1名につき	100,000千円以上
	1事故につき	700,000千円以上
対物賠償	1事故につき	10,000千円以上

7 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合、指定管理者は速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、県の指示に

従わなければなりません。

8 備品

県は指定管理者に、山梨県立あゆみの家の管理・運営に必要となる物品（別紙2（18頁）参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3 6（1）及び（2）の収入）で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引継ぐことができます。

9 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理してください。

10 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（令和18年政令第10号）及び条例のほか、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) その他山梨県立あゆみの家内で管理運営する業務に関連するすべての法令

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による指定管理業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は速やかに県に報告しなければなりません。県は指定の取消し又は期間を定めた指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。

2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力による県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務継続の可否について協議するものとします。

3 指定管理業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理業務を引き継ぐ場合には、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して指定管理業務を引継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、（非公募）選定手続要項、仕様書に基づき仮協定の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象または候補者から除外します。

- (1) 選定に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
- (3) 第4 1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による指定管理業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 指定管理業務開始前における指定の取消し

指定管理者が指定管理業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理業務の履行が確実でないと県が認めた場合
- (3) 第9 1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとしま

す。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

提出された申請書類は返却しません。

(5) 公表

申請書類は、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 山梨県立あゆみの家に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。

(2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式8）により届け出てください。

第10 事業実施状況のモニタリング(業務の確認・検証)等

1 モニタリング、評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保できるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。

県は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告、指定管理者との対面による意見交換等により、業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講じる等の指導を行います。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。詳細については協定において定めるものとします。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、令和3年度終了後、指定管理業務及び自主事業の自己評価を行い、県に自己評価調書（管理運営業務モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート調査等で把握し、その結果及び対応策について県に報告するものとします。

また、利用者等からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、半年ごとに県に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、取消事由等のうち、適切な管理を行うという指定基準を満たさなくなると認めるとき、あるいは施設の維持管理を継続することが適当でないと認めるときというのは、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき、又は指示によっても指定管理業務の内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき
- ④ 法人の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県福祉保健部 障害福祉課 施設支援担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

(山梨県庁本庁舎1階(北側(Nゾーン)))

電話：055-223-1463 (ダイヤルイン)

FAX：055-223-1464

メールアドレス：shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

(別紙1)

施設の概要

階	室名	面積 (m ²)	利用形態
1階	居室 (101号室)	10.0m ²	自立訓練利用者用 個室 各室に収納、ベッド、洗面台、冷蔵庫、エアコン、バルコニー
	居室 (102号室)	10.0	
	居室 (103号室)	10.0	
	居室 (104号室)	10.0	
	居室 (105号室)	10.0	
	居室 (106号室)	10.0	
	居室 (107号室)	10.0	
	居室 (108号室)	10.0	
	居室 (109号室)	10.0	
	居室 (110号室)	10.0	
	娯楽室兼食堂	56.3	利用者の娯楽、食事 調理コーナー、食堂コーナー 娯楽コーナー
	便所	16.6	利用者用 男女各1 多目的トイレ1
	洗面所	6.4	利用者用 男女各1
	洗濯室	6.7	利用者用 洗濯機各階に2台設置
	私物倉庫	5.8	利用者の荷物の保管
	浴室、脱衣室	12.0	利用者用 2箇所
	階段下倉庫	2.5	施設の備品等の保管
	相談室	6.0	相談、面会等
	多機能室	19.1	訓練、各種会議
	静養室	6.0	体調不良の利用者用
	事務室	22.8	事務用机、椅子設置
	宿直室	6.5	夜間の宿直者用
	浴室、脱衣室	3.4	職員用
便所、洗面所	4.5	職員用	
給湯室	3.3	職員用	
廊下、 エントランスホール等	126.1		
1階床面積	404.0		
2階	居室 (201号室)	10.0m ²	自立訓練利用者用
	居室 (202号室)	10.0	
	居室 (203号室)	10.0	

階	室名	面積 (㎡)	利用形態
2階	居室 (204号室)	10.0	個室 各室に収納、ベッド、洗面台、冷蔵庫、エアコン、バルコニー
	居室 (205号室)	10.0	
	居室 (206号室)	10.0	
	居室 (207号室)	10.0	
	居室 (208号室)	10.0	
	居室 (209号室)	10.0	
	居室 (210号室)	10.0	
	居室 (211号室)	10.0	短期入所利用者用
	居室 (212号室)	10.0	個室 各室に収納、ベッド、洗面台、冷蔵庫、エアコン、バルコニー
	便所	13.5	利用者用 男女各1
	洗面所	9.0	利用者用 男女各1
	洗濯室	4.2	利用者用 洗濯機2台設置
	私物倉庫	7.8	利用者の荷物の保管
	廊下等	87.6	
2階床面積	242.1		
	床面積	646.1	

(別紙2)

備 品 一 覧

品目	数量	場所	備考
個室冷蔵庫	23	居室、短期居室、事務室	
木製シングルベッド	22	居室、短期居室、静養室	
カーテン (ダブル)	1	居室、短期入所1	
カーテン (ダブル)	1	短期入所2	
傘立て	1	玄関	
引き違い保管庫ベース	1	事務室	
引き違い保管庫 (スチール戸)	1	事務室	
引き違い保管庫 (ガラス戸)	1	事務室	
片袖机 (事務用)	6	事務室	
椅子 (事務用)	6	事務室	
更衣ロッカー 8人用	1	事務室	
掃除機	2	事務室	
ブラインド (事務室)	2	事務室	
ブラインド (宿直室)	1	宿直室	
食堂用テーブル	4	食堂	
食堂用チェア	24	食堂	
折りたたみ座卓	4	食堂	
炊飯ジャー	2	食堂	
食堂冷蔵庫	1	食堂	
DVDビデオデッキ	1	食堂	
テレビ	1	食堂	
テレビ台	1	食堂	
ブラインド (食堂)	2	食堂	
カーテン (ダブル)	1	静養室	
洗濯機	4	洗濯室 (1 F, 2 F)	
衣類乾燥機、衣類乾燥機専用台	2	洗濯室 (1 F, 2 F)	
会議用テーブル	1	相談室	
肘なしチェア	4	相談室	
ブラインド (相談室)	1	相談室	
折りたたみチェア	24	多機能室	
折りたたみテーブル	3	多機能室	
カーテン (ダブル)	2	多機能室	
ブラインド (多機能室)	3	多機能室	
消化器BOX	1	燃料庫	
消化器	5	廊下	

品目	数量	場所	備考
公衆電話（電話加入料別）	1	廊下	
スモーキングスタンド	2	喫煙スペース	
乗用車	1	8人乗り	

(様式 1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立あゆみの家の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立あゆみの家設置及び管理条例第 6 条第 1 項の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書	
	①施設運営の実施方針	
	②収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（収支計画書）	
	③利用者の安全・衛生確保のための管理体制及び非常時の対応方針	
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑤施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	
	⑥施設の維持管理の効率性	
	⑦平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑧安定的な運営が可能となる体制（人員配置計画）	
	⑨安定的な運営が可能となる経理的基盤	
⑩施設の管理運営に係る経理の内容		
様式3	法人概要書	
様式4	誓約書	
様式5	指定管理者指定申請辞退届	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
	登記事項証明書等	
	印鑑証明書	
	収支予算書	
	事業（営業）報告書	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	連結決算書	
	法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書	
	指定の申請に関する意志決定を証する法人理事会等の議事録	
団体の案内資料（パンフレット等）		

(様式2)

指定管理業務の実施に関する計画書

施設名	山梨県立あゆみの家
所在地	
団体名	
代表者氏名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 2 - ①)

「施設運営の実施方針」

施設の管理運営に当たっての基本理念・運営方針の具体的な手法を記入してください。

(様式2-② その1)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性」

収支計画の策定の考え方、実現に向けた取組み内容について記入してください。

① 収支計画の策定の考え方、内容

② 実現に向けて取り組む事項の具体的な手法

(様式2-② その2)

「収支計画書」

(単位：千円)

区分		R3年度	備考
収入	利用料金収入		
	委託料		
	自動販売機		
	レストラン		
	売店		
	その他		
収入合計 (A)			
支出	人件費	給与	
		手当等	
		法定福利費	
		賃金	
	管理費	光熱水費	
		修繕費	
		委託費	
		原材料費	
	事務費	報償費	
		旅費	
		交際費	
		消耗品費	
		燃料費	
		印刷製本費	
		運賃運搬費	
		広告料	
		手数料	
		保険料	
		使用料及び賃借料	
備品購入費			
負担金			
公租公課費			
支出合計 (B)			
(A) - (B)			

利用料金収入の内訳

(上段：利用件数、下段：収入金額)

区分		R3年度	備考
単価			
合計			

- 利用料金収入は条例で定める額の範囲内で算定してください。
- 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。
- 積算根拠となる資料（税抜き価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書）を提出してください。
- 指定管理業務と自主事業は別様で提出してください。

(様式 2 - ③)

「利用者の安全・衛生管理のための管理体制及び非常時の対応方針」

利用者の安全・衛生管理を確保していくための、管理体制及び非常時の対応について記入してください。

① 利用者の安全確保・衛生確保・健康管理についての具体的な取り組み

② 精神科医療機関との連携についての具体的な取り組み

(様式 2 - ③)

「利用者の安全・衛生管理のための管理体制及び非常時の対応方針」

利用者の安全・衛生管理を確保していくための、管理体制及び非常時の対応について記入してください。

③ 地域との連携、交流についての具体的な取り組み

④ 災害時等の安全管理体制についての具体的な取り組み

(様式 2-④)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者への適切なサービスの提供、向上への取り組み内容を記入してください。

① 利用者への適切なサービスの提供についての方針、考え方

② 利用者の人権、人格の尊重についての方針、考え方

(様式 2-④)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者への適切なサービスの提供、向上への取り組み内容を記入してください。

③ 趣味、余暇活動、家族との交流についての具体的な取り組み

④ 自立訓練、地域移行の支援

(様式 2-④)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者への適切なサービスの提供、向上への取り組み内容を記入してください。

⑤ 通所による自立訓練

⑥ 短期入所における生活支援

(様式 2-④)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者への適切なサービスの提供、向上への取り組み内容を記入してください。

⑦ 日常生活、社会活動に係る支援

⑧ 個人情報の保護についての方針、考え方

(様式 2-④)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者への適切なサービスの提供、向上への取り組み内容を記入してください。

⑨ 提案事業（指定管理業務を行うにあたりサービス向上のため提案する事業）の実施内容

⑩ 自主事業（指定管理業務以外に自らの責任と費用で行う事業）を行う場合の実施内容

(様式 2 - ⑤)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」

施設の効率的な維持管理の具体的な手法を記入してください。

(様式 2 - ⑥)

「施設の維持管理の効率性」

施設の維持管理を効率的に行うための取り組みを記入してください。

(様式 2-⑦)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

実施事業及び利用者への対応の具体的な取り組みを記入してください。

① 苦情解決体制

② 施設の利用待機者への対応

様式 2 - ⑦)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

実施事業及び利用者への対応の具体的な取り組みを記入してください。

③ 施設、事業内容などの情報の提供

(様式 2-⑧ その 1)

「安定的な運営が可能となる体制」

安定した職員体制の確保に向けた具体的な取り組みを記入してください。

① 職員の採用、確保

② 職員の指導育成・研修体制

(様式 2-⑨)

「安定的な運営が可能となる経理的基盤」

申請者（グループ応募の場合は、構成団体ごと）の出資者、金融機関との関係、支援体制を記入してください。

(様式 2 - ⑩)

「施設の管理運営に係る経理の内容」

剰余金が生じた場合、その使途の提案を記入してください。

(様式3)

「法人概要書」

種別	財団法人 株式会社 社団法人 有限会社 NPO法人 その他の法人 ()
団体名	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
資本金又は基本財産	千円
売上高	千円
社員(職員)数	人
業務内容	
法人の特色	
実績	類似業務の運営実績 ・施設の概要 (施設名称、所在地、施設規模) ・業務の概要 (業務内容、管理運営体制、管理運営業務、期間、受注額、発注者等)

※種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人については、()内に内容を記入してください。

※社員(職員)数欄は、申請時の人数を記入してください。

※「組織図」を添付すること。また、会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式 4 - ①)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県立あゆみの家の指定管理者指定申請を行うにあたり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者（非公募）選定手続要項第 4 - 1 の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

(様式4-②)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (大正・昭和・令和) 年 月 日

(様式5)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けるため令和 年 月 日
申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由